

旭川医科大学医学部教育ポリシー委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学医学部教育ポリシー委員会の一部を改正する規程

旭川医科大学医学部教育ポリシー委員会規程（令和6年旭医大達第45号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 医学部における教育分野の理念及び目標に関すること。</p> <p>(2) 医学部におけるディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーに関すること。</p> <p>(3) その他学長から意見を求められた事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p>(2) 学科長</p> <p>(3) 教育センター専任の教授</p> <p>(4) 入学センター長</p> <p>(5) 入学センター副センター長</p> <p>(6) 地域共生医育センター長</p>	<p>(略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 医学部における教育分野の理念及び目標に関すること。</p> <p>(2) 医学部におけるディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーに関すること。</p> <p>(3) その他学長から意見を求められた事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p>(2) 学科長</p> <p>(3) 教育センター専任の教授</p> <p>(4) 入学センター長</p> <p>(5) 入学センター副センター長</p> <p>(6) 地域共生医育センター長</p>

(7) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第7号の委員は、学長が委嘱する。

(略)

(部会)

第8条 委員会に、必要に応じて、部会を置くことができる。 (新設)

2 部会の組織、任務その他必要な事項は委員会が別に定める。 (新設)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係各課の協力を得て、学生支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(略)

附 則

この規程は、令和6年9月19日から施行する。

**【改正理由】**

委員会の効率的な運営を図るため、所要の改正を行うものである。

(7) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第7号の委員は、学長が委嘱する。

(略)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、関係各課の協力を得て、学生支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(略)